

筑波大学OCWにおける著作権ガイドライン（案）

筑波大学OCW◆◆◆◆

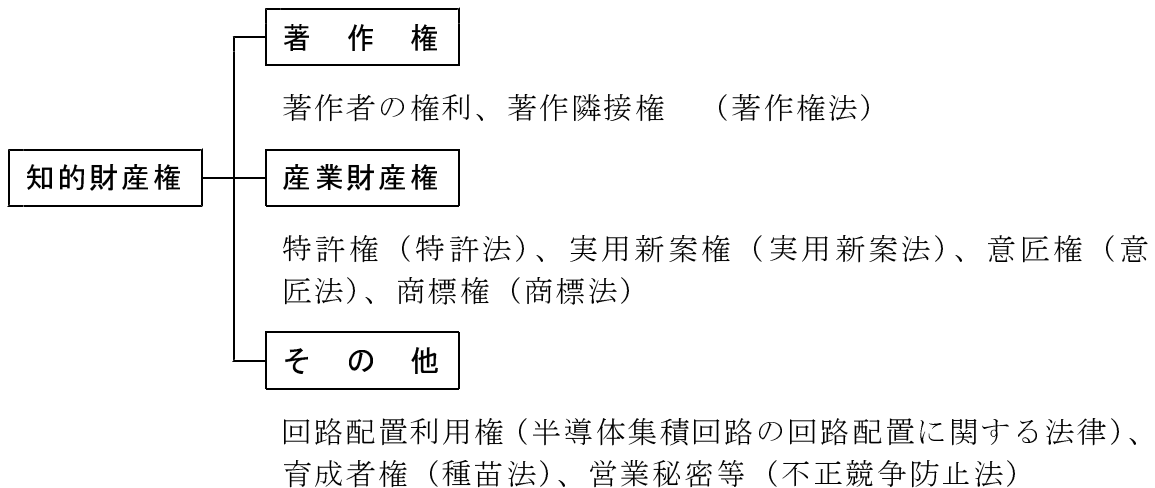
1. はじめに（著作権の基本）	1
2. OCW活動における著作物等の利用に関して	6
3. 著作物等の利用に関するチェックリスト	7
4. 著作物等の利用に関するフローチャート	8
5. 参考資料等（別紙様式1～4）	10

【注】

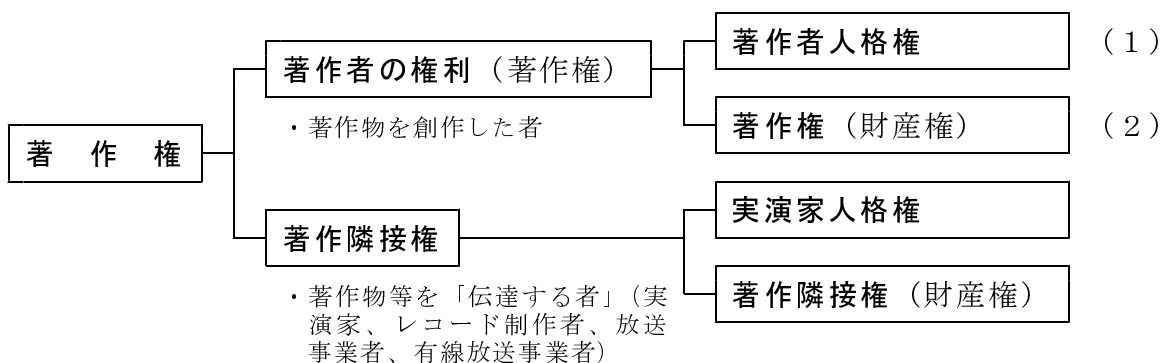
1. 「筑波大学OCW◆◆◆◆」の「◆◆◆◆」部分には、著作権管理を担当する部門の名称が記載される予定です。（以下、本文中も同じ）
2. 本ガイドラインの内容等の一部は、京都大学「OCW@KU学内者向けガイドライン」を参考に作成しています。

1. はじめに（著作権の基本）

“著作権”は「知的財産権」の範囲に含まれます。「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される“他人に無断で利用されない”という権利をいいます。



“著作権”には、“作者の権利（著作権）”である「作者人格権」及び「著作権（財産権）」、著作物等を伝達する者（実演家や放送事業者など）に対して付与される“著作隣接権”としての「実演家人格権」及び「著作隣接権（財産権）」があります。



（1）作者の権利（著作権）：作者人格権

作者人格権は、次に掲げる権限によって構成されています。

- ・公表権：無断で公表されない権利
- ・氏名表示権：名前の表示を求める権利
- ・同一性保持権：無断で改変されない権利

（2）作者の権利（著作権）：著作権（財産権）

著作権（財産権）は、次に掲げる権限によって構成されています。

なお、財産権における権限は、「許諾権（他人が無断で行う行為を止める権利、あるいは、他人が行う行為に条件を付して認める権利）」になります。

- ・複製権：無断で複製されない権利
- ・上演権・演奏権：無断で公衆に上演・演奏されない権利
- ・上映権：無断で公衆に上映されない権利
- ・公衆送信権：無断で公衆に送信されない権利
- ・公の伝達権：無断で受信機による公の伝達をされない権利
- ・口述権：無断で公衆に口述されない権利
- ・展示権：無断で公衆に展示されない権利
- ・譲渡権：無断で公衆に譲渡されない権利
- ・貸与権：無断で公衆に貸与されない権利
- ・頒布権：無断で公衆に頒布されない権利
- ・二次的著作物の創作権：無断で二次的著作物を創作されない権利
- ・二次的著作物の利用権：無断で二次的著作物を利用されない権利

【参考】

1. 「著作物」とは、小説、講演、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム、データベースなど、“思想または感情”を“創作的”に“表現したもの”であって、“文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの”を指します。[法2-①-1]

言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など（美術工芸品を含む）
建築の著作物	芸術的な建物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く映像」
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

※著作物の種類は、著作権法第10条に例示されています。

2. 「二次的著作物」とは、一つの著作物を「原作」とし、新たな創作性を加えて創られたもの（創作的な加工）で、「小説の“翻訳”」や「小説を“映画化”したもの」、「既存の楽曲を“編曲”したもの」などを指します。なお、「二次的著作物」を“創る”場合は、“原作者の了解が必要”になります。また、第三者が「二次的著作物」を“利用”する場合は、二次的著作物の著作者の了解のほか、“原作の著作者の了解”が必要です。[法2-①-11、法11]
3. 詩集、百科事典、新聞、雑誌などの「編集物」は、そこに収録されている個々の著作物（部分的に収録されているものを含む）とは別に、編集にあたってその選択や配列に“創作性”のある編集物は、全体としても「編集著作物」として保護されます。このような編集物うち、コンピュータで検索できるものを「データベース著作物」、それ以外を「編集著作物」といいます。[法2-①-10の3、法12]
4. 「著作権」は「表現」を保護するものであり、①「単なるデータ」などの“人の思想や感情を伴わないもの”、②他人の作品の「模造品」などの“創作が加わっていないもの”、③「アイディア」などの“表現を伴わないもの”、④“工業製品”などは「著作物」から除外されますので、これらの場合は「著作権」の侵害にはなりません。（ただし、②～④は「産業財産権等」を侵害することになります。）
5. 「著作物を創作した者」とは、通常、「著作者」として「実際に創作活動を行う自然人たる個人」を指しますが、著作物をつくる企画を立てるのが法人その他の「使用者」（会社や国などの法人等）で

あって、法人等の「職務に従事する者」が「職務上」の行為として創作し、法人等の著作名義で公表される場合は、法人等が著作者（法人著作（職務著作））となる場合があります。（著作権法上での「法人」には、「法人格を有しない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるもの」も含まれることとされていますので、法人格を持たない学会等の団体も含まれます。）[法2-①-2、法15]

6. 「公衆」とは、「不特定の人」または「特定多数の人」を意味します。相手が1人であっても「誰でも対象となる」ような場合は「不特定の人」にあたり、「公衆」に含まれます。[法2-⑤]
7. 「公衆送信」とは、公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいいます。よって、同一キャンパス内に限定された送信は、「公衆送信」には含まれません。[法2-①-7の2]
8. 「著作隣接権」は、著作物等を「伝達する者」である、実演家、レコード制作者、放送事業者、有線放送事業者に付与されます。一方、出版者（伝達する媒体）には、著作者の権利も著作隣接権も付与されません。[法2-①-4、6、9、9の3]
9. 著作権法上での「放送」とは、「不特定の人」または「特定多数の人」に向けた同時無線送信を指します。（放送法上の「放送」とは異なります。）[法2-①-9の2]

“著作者の権利（著作権）”は当該著作物等が創作された時点で、“著作隣接権”は実演等を行った時点で“自動的に付与される”ものなので、登録等の必要はありません（無方式主義）。

著作権には「保護期間」が定められています。この期間を経過した著作物等は、基本的に自由に利用することができます。「著作者人格権」は著作者が“生存している期間”、また、「著作権（財産権）」は原則として著作者が“「生存している期間」＋「死後50年間」”です。（一部、例外があります。）

【保護期間】

1. 著作者の権利（著作権）
 - ・ **著作者人格権**：著作者が死亡（法人の場合は解散）した時点で“権利が消滅”します。よって、「保護期間」は著作者が“生存している期間”になります。
 - ・ **著作権（財産権）**：著作物等を創作した時点から「保護期間」が始まり、著作者の死亡後50年間継続されます。よって、「保護期間」は著作者が“「生存している期間」＋「死後50年間」”になります。ただし、無名または変名（周知の変名を除く）の著作物及び団体名義（個人、法人を問わない）の著作物は原則として“公表後50年”、映画の著作物は原則として“公表後70年”が「保護期間」になります。なお、「保護期間」は、死亡、公表、創作した年の翌年1月1日から起算します。
2. 著作隣接権
 - ・ **実演家人格権**：「著作者人格権」と同様に、実演家が“生存している期間”になります。
 - ・ **著作隣接権（財産権）**：原則として、実演、発行、固定、放送、有線放送を行った年の翌年1月1日から50年間になります。

わが国の著作権法は、原則、著作物等の利用を制限（権利者を保護）するための規則ですが、一方で、利用者の利便性を図るため、教育や福祉など「公益」のための著作物等の使用や私的使用などにおいて権利者の有する権利を制限する“例外”が規定されています。ただし、“例外”に該当する場合であっても、無制限に利用できるわけではありません。

【“例外”に該当する事例（教育機関に関するもの）】

【その1：教育機関における複製（コピー）】

教員及び学生が、授業の教材として使うために他人の著作物等をコピーし配布する場合（著作権法第35条第1項）

＜“例外”となる条件＞

- ・営利を目的としない教育機関であること
- ・授業を担当する教員やその授業等を受ける学生がコピーすること
- ・本人（教員や学生）の授業で使用する
- ・コピーは、授業に必要な限度内の部数であること
- ・既に公表された著作物であること
- ・その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ・原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

【その2：教育機関における公衆送信】

「主会場」で行われている授業で教材として使われた他人の著作物等を遠隔地にある「副会場」に向け、同時中継する場合（著作権法第35条第2項）

＜“例外”となる条件＞

- ・営利を目的としない教育機関であること
- ・「主会場」と「副会場」がある授業形態であること
- ・送信は「授業を受ける者」のみへの送信であること
- ・「主会場」から「副会場」に対し行われる送信は、「同時中継」であること
- ・「主会場」において、配布、提示、上演、演奏、上映、口述（講演、朗読など）されている教材であること
- ・既に公表された著作物であること
- ・その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ・原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）

第35条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物とその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

【その3：試験問題における複製（コピー）】

試験または検定のために、他人の著作物等を使って入学試験問題を作成し配布する場合またはインターネット試験などで試験問題を送信する場合（著作権法第36条）

＜“例外”となる条件＞

- ・既に公表された著作物であること
- ・試験・検定の目的上必要な限度内の複製や送信であること
- ・送信は「授業を受ける者」のみへの送信であること
- ・「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に補償金を支払うこと
- ・その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ・原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）

第36条 公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

【その4：引用】

発表用資料やレポートの中で他人の著作物等を「引用」して利用する場合（著作権法第32条第1項）

＜“例外”となる条件＞

- ・既に公表された著作物であること
- ・利用方法が、「公正な慣行」に合致していること（自分の考えを補強するために引用する「必然性」がある、など）
- ・利用目的が、報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること（自己の著作物等が「主」で他人の著作物等が「従」という関係が明確である、など）
- ・引用部分については、カギ括弧などを付して、明確にすること
- ・著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）

第32条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

- 2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

※ 以上のような“著作権の基本”を踏まえ、本ガイドラインでは、本学のOCW活動における著作物等の適切な利用に関し、指針を示します。

2. O C W活動における著作物等の利用に関して

(1) 著作物等の“授業での利用”と“ウェブサイトでの利用”の違いについて

わが国の著作権法35条では、大学の授業で、他人の著作物等（文献や画像など）を必要な範囲で複製して使用することを認めています。しかし、O C Wのように、ウェブサイトで著作物等を掲載する行為は、授業での使用の範囲を超えますので、著作権法35条が適用されません。

すなわち、大学の授業で使用する目的であれば、他人の著作物等をコピーし、教材等資料（資料用のプリントなど）として配布する行為は比較的自由に認められますが、その授業等資料を著作権者に無断でウェブサイトに掲載する行為には、著作権法35条が適用されず、原則として著作権侵害となります。

【解説】

著作権法35条第1項では、学校その他の教育機関における著作物等の複製に関して「著作権者の権利の制限」が規定されていますが、この規定が適用される範囲は、「学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者が、当該授業の過程における使用に供することを目的とする場合」に限られます。また、同条第2項は、遠隔授業等における著作物等の利用（複製・配布、提示、上演、演奏、上映、口述等）に関する規定ですが、この場合も、「当該授業の過程における使用に供することを目的とする場合」であり、かつ、リアルタイムでの利用に限られます。

よって、O C Wのように、著作物等を蓄積してウェブサイトで掲載する行為は、著作権法35条に規定される著作物等の利用の範囲を超えることになるため、同条の規定が適用されないこととなります。

(2) “引用”について

著作権法32条第1項では、①他人の著作物等が既に公表されたものであること、②引用の必然性あること、③自己の著作物等が「主」で他人の著作物等が「従」という関係があること、④自己の著作物等と他人の著作物等が明瞭に区別できること、⑤他人の著作物等の出典が明示されていること、といった要件を満たせば、他人の著作物等を必要な範囲で“引用”すること認めており、著作権侵害とはなりません。

同様に、授業等資料中に他人の著作物等を含んでいる場合、ウェブサイトで当該授業等資料を掲載する行為であっても、この条件を全て満たせば、わが国の著作権法上では、著作権侵害とはなりません。（ただし、一部例外もあります。）

【解説】

著作権法32条第1項では、公表された著作物等は「引用して利用することができる」と規定しています。ただし、「公正な慣行に合致するもの」であって、かつ、「引用の目的上正当な範囲内で行なわれるもの」であることが求められます。

よって、他人の著作物等を引用する場合は、①～⑤の要件を満たしておく必要があります。

※このページの内容は、京都大学「O C W@K U学内者向けガイドライン」を参考に作成しています。

3. 著作物等の利用に関するチェックリスト

オープン・コースウェア（OCW）の理念として、著作物の「利用にあたっての登録および申し込みは不要」かつ「原則、非営利の教育用途に限定して、使用、コピー、配布、翻訳および変更を自由に認める」こととしていますので、OCWでの著作物等のウェブサイトへの掲載においては、無断で著作権者の権利を侵害しないことが前提になります。

この観点から、次のいずれかであることを確認することが重要です。

他人の著作物等は含まれていない（あるいは、引用していない）。

授業等資料の内容全ての原作者（著作権者）が教員本人である場合は、当該教員の許諾（別紙様式1）のみでウェブサイトに掲載することが可能です。

ただし、論文など学会等に権利を譲渡している場合は、原作者が教員本人であっても、別途、許諾が必要になります。

（注）著作物から除外されるものについては、2ページ「【参考】の4」を参照

他人の著作物等が含まれている（あるいは、引用している）。

授業等資料の内容の一部に、教員本人以外の原作者（著作者）による著作物等が含まれる場合は、次の事項について確認する必要があります。

（1）使用（引用）している著作物等（部分引用を含む）の内容全ての原作者（著作者）は、同一である。（「二次的著作物」ではない、あるいは「二次的著作物」を含んでいない。）

“引用”の要件（2（2）の①～⑤）を満たすことにより、ウェブサイトに掲載することが可能になります。なお、引用部分が複数ある場合は、それぞれで“引用”の要件を満たす必要があります。

ただし、引用した著作物等が翻訳されたもの（「二次的著作物」である）、あるいは、引用部分に原作者（著作者）以外の著作物等が含まれる（「二次的著作物」が含まれる）場合は、取り扱いが異なりますので、◆◆◆◆までお問い合わせください。

（注）「二次的著作物」については、2ページ「【参考】の2」を参照

（2）他人の著作物等を引用しているが、原作者（著作者）が不明である（不明なものが含まれている）。

原作者（著作者）が不明である引用部分が授業等資料に不可欠である場合は、◆◆◆◆までお問い合わせください。

なお、授業等資料の内容に影響が無い場合は、原作者（著作者）が不明である引用部分を除外（削除）して、ウェブサイトに掲載することも考えられます。

4. 著作物等の利用に関するフローチャート

本学教員が作成した授業等資料をOCWコンテンツとしてウェブサイトへ掲載するにあたっての手順を、以下に簡単に示します。

1. ウェブサイトへ掲載する授業等資料を用意します。

- ・OCWコンテンツは、①講義概要、②シラバス、③講義スケジュール、④講義ノート、⑤ビデオ教材等、などで構成されていますが、ここで言う「授業等資料」は、主に「④講義ノート」及び「⑤ビデオ教材等」を指します。
 - ・「授業等資料」は、紙媒体（④講義ノート）または電子媒体（④講義ノート、⑤ビデオ教材等）で用意してください。【2へ進みます】
- (注)「講義ノート」には、講義用のレジュメ、パワーポイント等のプレゼンファイル、配付資料など、講義の実施に必要となる資料等を含みます。

2. 授業等資料の内容等に“他人の著作物等が含まれていないか”を確認します。

- ・チェックリスト（3. 著作物等の利用に関するチェックリスト）で、“他人の著作物等”の有無をチェックしてください。
- ・「⑤ビデオ教材等」の場合は、全編オリジナル（「講義風景等を撮影したもの」や「教職員自らが撮影した顕微鏡画像」など）であれば、基本的に問題ありません。
- ・“他人の著作物等”が含まれていない（引用していない）場合→【4へ進みます】
- ・“他人の著作物等”が含まれている（引用している）場合 →【3へ進みます】

3. 他人の著作物等に関する「引用資料等リスト」を作成します。

- ・「引用資料等リスト（別紙様式4）」に、①ウェブ掲載資料名、②引用元（著書名、記事・論文名など）、③引用箇所（ページや引用図表番号など）を記載してください。
- ・「①ウェブ掲載資料名」及び「③引用箇所（ページや引用図表番号など）」は必ず記載してください（不明な項目は空欄のままで結構です）。
- ・あらかじめ許諾されている著作物等については、「引用資料等リスト（別紙様式〇〇）」の「掲載可」欄にチェックを入れ、許諾に際して条件等が付されている場合は「備考」欄にその旨を記入してください。
- ・すべての記入が完了したか確認してください。【4へ進みます】

4. ‘e d u C o m m o n s’ を用いて、必要事項を記載の上、授業等資料をアップロードします。

- ・e d u C o m m o n s により、授業等資料をアップロードします。（方法等は、e d u C o m m o n s の取り扱い説明書等を参照してください。）
- ・なお、授業等資料が紙媒体の場合は、「引用資料等リスト（別紙様式4）」とともに

に、◆◆◆◆へ提出してください。【6へ進みます】

5. 「引用資料等リスト」を◆◆◆◆へ提出します。

・「引用資料等リスト（別紙〇〇）」を◆◆◆◆へ提出してください。

【6へ進みます】

6. 手続完了です。

・お疲れ様でした。

※◆◆◆◆における著作物等に関するチェックを経て、ウェブ掲載されます。

(別紙様式1)

利 用 許 諾 証 書

(被許諾者)

国立大学法人筑波大学 御中

許諾者は、国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」といいます）における授業等資料をインターネットで公開するプロジェクトである筑波大学 Open Course Ware（以下「OCW」といいます）の趣旨に賛同したことから、許諾者の下記授業の授業等資料に係る電子データ等を筑波大学のOCW担当者に交付するとともに（以下、交付された授業等資料を「授業コンテンツ」といいます）、授業コンテンツに関する日本国及び外国における著作権（日本国著作権法27条、28条の権利及びこれらに相当する外国における権利を含みます）を、非独占的、無償その他下記の条件により、筑波大学に利用許諾いたします。

開講部局等			
授業科目名	(和文)		
	(英文)		
開講年度／開講学期／曜日時限	_____年度	____学期	____曜日 ____時限
所属部局／職名			
担当教員氏名			

この利用許諾にあたっては、許諾者は、次の各号の事項を確認及び誓約します。

1. 授業コンテンツは、他人の著作権を侵害していません。なお、他人の著作物を引用している箇所はすべて本著作物に明記しています。
2. 許諾者は、筑波大学に著作権法上の同一性保持権を行使しません。特に、筑波大学OCW担当者が、授業コンテンツに含まれる第三者の著作権を処理するために、これに含まれる図表等を差し替えるなどの改変をすることに異存ありません。また、OCWへの掲載の有無、態様については、筑波大学の任意の判断によるものとします。
3. OCWを通して授業コンテンツを閲覧した第三者が、非営利かつ教育的な目的によって、授業コンテンツを複製すること、複製物を頒布すること、翻訳その他の改変をすること及びインターネット送信することを許諾します。また、この者に対して同一性保持権を行使しません。本号の効力は、許諾者が筑波大学にした利用許諾の効力が消滅した後においても存続します。
4. この利用許諾は、筑波大学が授業コンテンツのOCWへの掲載を終了した場合又は許諾者が書面にてOCWへの掲載取下げを申し出た場合には、終了するものとします。

この利用許諾は、許諾者が授業コンテンツやこれに基づき作成した著作物を自ら利用することについて何らの制限を課すものではありません。たとえば、許諾者が授業で利用すること、書籍を出版すること、自己のウェブサイトに掲載すること、授業コンテンツを改変・発展させることを妨げるものではありません。

以上、相違ないことを確認いたします。

_____年 ____月 ____日

(譲渡人)

住 所 _____

所属部局 _____ 氏 名 _____ 印 _____

(別紙様式2)

国立大学法人筑波大学 御中

利用許諾終了通知書

私は、国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」といいます）における授業等資料をインターネットで公開するプロジェクトである筑波大学 Open Course Ware（以下「OCW」といいます）のウェブサイト上に、私の下記授業の教材を掲載すること等について、筑波大学に利用許諾しておりましたが、本書面をもちまして、その利用許諾を終了する旨、申し出ます。

開講部局等			
授業科目名	(和文)		
	(英文)		
開講年度／開講学期／曜日時限	_____年度	_____学期	_____曜日 _____時限
所属部局／職名			
担当教員氏名			

_____年 _____月 _____日

住 所 _____

所属部局 _____ 氏 名 _____ 印 _____

(別紙様式3)

譲渡証書

(譲受人)

筑波大学長 殿

下記の授業等資料に関する日本国及び外国における著作権（日本国著作権法27条、28条の権利及びこれらに相当する外国における権利を含みます）を国立大学法人筑波大学に譲渡いたします。また、この授業等資料に関する著作者人格権を行使しません。

開講部局等			
授業科目名	(和文)		
	(英文)		
開講年度／開講学期／曜日時限	_____年度	____学期	____曜日 _____時限
所属部局／職名			
担当教員氏名			

著作権の譲渡にあたっては、次の各号を誓約します。

1. 上記著作物は、他人の著作物の著作権を侵害していません。なお、他人の著作物を引用している箇所はすべて本著作物に明記しています。
2. 上記著作物の授業資料、開講情報等は、電子データまたはそれに変換できる形式で、国立大学法人筑波大学に渡します。なお、筑波大学が上記著作物に含まれる第三者の著作権を処理するために、上記著作物の図表等を差し替えるなどの改変をすることを許諾します。
3. データを閲覧した第三者が、教育用非営利目的であれば、コピーすること、配布すること、翻訳その他の改変をすること、インターネット送信すること及びディスプレイに表示して使用することを許諾します。
4. 退職などの理由で筑波大学の所属でなくなる場合、すみやかにその旨を筑波大学に届け出ます。

この譲渡契約は、譲渡人が上記著作物やこれに基づき作成した著作物を自ら利用することについて何らの制限を課すものではありません。筑波大学は、譲渡人が授業で利用すること、書籍を出版すること、自己のウェブサイトに掲載すること、同著作物を改変・発展させることなどについて、何ら異存ありません。

また、譲渡人が筑波大学に対し、同著作物の著作権を譲渡人に返還して、同著作物をOCWウェブサイトから削除してほしいとの申出をした場合には、筑波大学はこれに応じます。ただし、その場合には、その削除以前に上記著作物をOCWウェブサイト等から受信・複製等した者や、その削除の前後を問わずその者から直接・間接に同著作物を受信・複製等した者に対して、引き続き、上記(3)の許諾をしていただきます。

以上、相違ないことを確認いたします。

_____年 ____月 ____日

(譲渡人)

住 所 _____

所属部局 _____ 氏 名 _____ 印 _____

